

## 新型コロナウイルス感染防止対策

## 商店改修等事業費 補助金

新型コロナウイルス感染防止対策の店舗改修費、設備、備品購入等費用を助成します。

## 補助対象者

- 市内に店舗を有する中小企業者、小規模事業者で法人及び個人事業主等
- 申請日時点で店舗を営業している者（※チェーン店の場合代表者が市内に住所を有していること。）

## 対象業種

次の業種を営むもの。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種、その他市長が不適当と認める業種を除く。）

- 卸売業、■小売業、■飲食サービス業（持ち帰り・配達を含む）、■洗濯業、■理容業、■美容業（エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業）、■教育、学習支援業（学習塾、教養・技術教授業）、■療術業

※日本標準産業分類に基づく「日光市商店リフレッシュ事業費補助金」に準じる

## 補助対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止・予防に係る施設改修等の費用（※消耗品は対象外）

## ●店舗の感染防止対策に係る改修工事、設備、備品購入等

（例：対人距離確保のための改修工事等、消毒設備、換気・空間除菌器、換気扇、サーキュレーター・パタージョイ設置等）

## ●店舗の新しい生活様式への転換に関する事業等

（例：ビジネスモデル転換に伴う事業費、通販サイト立ち上げや持ち帰り予約システム等に関する WEB サイト等の改修、リモート対応のための Wi-Fi 環境整備費用等）

※上記の他、詳細な補助対象の経費例は別紙 Q&A をご参照ください。

## 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（※左記期間内に完了する事業）

## 補助率

補助対象費用の **2/3**（上限）**30万円**（下限）**10万円**

## 交付要件

補助金は予算の上限に達し次第終了となります。

- 市内業者を利用すること。
- 費用の合計額が15万円以上であること。
- 1補助申請者につき、1回を限度とする。（※既に「日光市商店リフレッシュ事業費補助金」（従来型）の交付を受けた事業者も対象とする。）
- 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一の補助対象費用に対する支援を受けていないこと。
- 事業完了後必ず感染防止のPRに取り組むこと（店舗への「新型コロナ対策推進宣言」の掲示、店舗チラシ、ホームページ等への取組内容の掲載等）

## 手続き・必要書類

事業開始前申請が原則です、まずは事業内容について、次頁担当課までご相談ください。

手続き詳細については、次頁以降に手続きの流れと必要書類を示しますので、ご確認ください。

# 手続きの流れ

事前相談

## ■申請者⇔商工課

※原則事業開始前相談

※申請前に商工課へご相談ください。

交付申請書

## ■申請者⇒商工課へ ※概ね工事着工予定の10日前までに提出してください

### 【申請時必要書類】

1. 交付申請書(様式第1号)(※裏面宣誓書・申請者の署名・押印必要)
2. 事業計画書(様式第1号別紙)
3. 見積書の写し ※対象経費が明らかになっているもの
4. 店舗の位置図
5. 店舗の改修工事等に係る店舗の平面図及び工事施工箇所の写真(店舗全景写真と事業該当部分の状況写真) ※店舗の工事全般を伴う場合
6. 設備又は備品の仕様が分かる書類 ※設備の設置又は備品の購入に係る事業の場合
7. 業態の転換等の内容が分かる書類 ※業態の転換等に係る事業の場合
8. 法人の登記事項証明書の写し ※申請者が法人の場合、申請者が組合等の場合約款等
9. 市税の滞納及び公共料金の未納がないことが証明できる書類  
※市税完納確認書(税務課発行)、納税証明書等、法人の場合、法人分とその代表者の2通  
※申請者名義で上下水道料金の支払有の場合、市水道料金下水道使用料完納証明(水道課発行)  
※コロナウイルス感染拡大の影響で滞納がある方は市税務課へ提出の分納誓約書の写し
10. 振込指定口座の通帳の写し

交付決定  
通知書発行

## ▼商工課⇒申請者へ

◎申請内容を審査し、補助対象と決定・「交付決定通知書」発送

工事等着工  
～完了

## ■申請者⇒商工課へ

### 【工事等着手・完了時必要書類】

1. 着手届(様式) 2. 完了届(様式)

実績報告書

## ■申請者⇒商工課へ

### 【完了後必要書類】

1. 実績報告書(様式) 2. 業者からの請求書の写し※明細のわかるもの
3. 代金領収書または振込依頼書の写し 4. 工事施工後又は設置設備や備品等の写真

交付確定  
通知書発行

## ▼商工課⇒申請者へ

◎報告内容を審査し、補助金額確定・「補助金等確定通知書」発送

補助金請求書

## ■申請者⇒商工課へ

### 【請求時必要書類】

1. 補助金等交付請求書(様式) 2. 市からの補助金等確定通知書の写し

補助金  
支 払

◎振込依頼口座に支払い

### Q1 補助金の概要は

A1 市内で店舗を営む者が新型コロナウイルス感染対策に配慮した店舗づくりを行うために実施する店舗の改修や設備投資、備品の購入に要する経費に対して補助金を交付します。

### Q2 補助金交付の対象者は

A2 市内に事業所を有する個人または法人(中小企業、小規模事業者)事業者等であって、以下(1)から(5)の要件を満たす方

- (1) 市税及び公共料金に滞納がない者
- (2) 当補助金の交付を受けていない者(複数回の交付申請はできません)
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - ① 日光市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は日光市暴力団排除条例第 6 条に規定する密接関係者を定める規則に規定する密接関係者ではない者
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種ではない者
- (4) 事業完了後必ず感染防止のPRに取り組む者(店舗への「新型コロナ対策推進宣言」の掲示、店舗チラシ、ホームページ等への取組内容の掲載等)

### Q3 対象となる業種は

A3 次に示す業種

■卸売業、小売業 ■飲食サービス業(持ち帰り・配達を含む) ■洗濯業、理容業、美容業(エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業) ■教育、学習支援業(学習塾、教養・技術教授業) ■療術業

### Q4 事業者等に含まれるものは

A4 個人事業主を含む中小企業者又は小規模事業者、協同組合、NPO 法人等が含まれます。

### Q5 対象となる経費はどのようなものか

A5 新型コロナウイルス感染防止対策に対する費用で、以下の要件をすべて満たすものです。また、対象経費に係る消費税及び地方消費税は含まれません。

- (1) 令和3年4月1日以降に実施する事業に係る経費であること
- (2) 令和4年3月31日までに事業が完了している経費であること
- (3) 市内業者を利用すること
- (4) 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けていないこと。

※補助対象事業の詳細については、次頁の【補助対象となる取組(事業費)の例】をご参照ください。(次に掲げた例示にない事業については、事前にご相談ください。)

## 【補助対象となる取組(事業費)の例】

補助対象経費項目	具体的な事業経費例
①改修・改装工事費等 (店舗部分が該当) ※住居兼店舗の住居部分、 倉庫、事務室など、直接顧客 サービスを提供しない部分 は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顧客同士の身体的距離を確保するための店内レイアウトの変更工事 (床に固定する商品陳列棚、造作家具。床等に固定され、店舗と一体となっ たテーブルの改修等)</li> <li>●密閉を避けるための改装工事(工事を伴う給気口、排気口、換気扇の設置・ 改修)</li> <li>●新たにテイクアウト、デリバリーを始めるための店舗の改装</li> <li>●自動水栓の取り付け工事</li> <li>●非接触型トイレへの改修</li> </ul>
②設備導入費等 ※既存設備の修繕・点検費、 清掃、消臭、抗菌処理費用は 対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物に固定された空調設備(エアコン)の新設、更新</li> <li>※エアコンは、換気・循環機能付きもしくはウイルス対策効果のあるもの、 又は換気対策と併せて取り組むものに限る。</li> <li>●新たにオンライン講座、授業などリモート対応のためのWi-Fi環境整備費用</li> <li>●通販サイト立ち上げや持ち帰り予約システム等に関するWEBサイト等の改修</li> </ul>
③備品購入費 ※マスク、消毒液、検温器、 フェイスシールド等の消耗 品は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飛沫感染防止のためのアクリル板、パーテーション等</li> <li>●消毒機器、空間除菌器、空気清浄機(ウイルス対策効果のあるもの)、サー キュレーター等の空調機器</li> <li>●簡易的な換気扇</li> <li>●サーマルカメラ(体温測定器等)</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通販サイト立ち上げや持ち帰り予約システム等に関するWEBサイト等の改修 経費</li> <li>●新型コロナ対策の取組に関しての広報宣伝経費</li> <li>●非接触会計機器等、キャッシュレス化に伴う経費</li> </ul>

※既存施設の維持管理や老朽化対策の改修、設備の更新を目的とする事業は当該補助金の対象外と  
なります。

コロナ対策以外で店舗のリフォーム改修等を検討されている場合は、「日光市商店リフレッシュ事業  
費補助金」がございますので、ご相談ください。

### Q6 市内外に複数店舗(事業所)を展開しており、日光市以外の自治体等から既に同様の補助金 を受けている場合の取扱いは

A6 他の自治体や国、県が実施する同様の補助金の交付を受けている経費については、当補助  
金の対象となりません。ただし、既に交付を受けている事業でも、交付対象となっていない  
経費で、日光市内の店舗(事業所)に係る事業の経費は対象となります。

### Q7 登記上、本店(本社)の住所が日光市外の場合は対象外か

A7 実態として日光市内に店舗(事業所)があり、実際に当該店舗(事業所)で事業が行われてい  
ることが確認できれば対象となります。ただし、備品の購入経費については、市内店舗(事業  
所)に設置、使用する備品の購入経費に限ります。

### Q8 補助率や限度額は

A8 補助率は補助対象事業費の3分の2で、上限は30万円、下限が10万円(15万円以上の事業  
となります。また千円未満は切り捨てとなります。

### Q9 申請方法は

A9 原則商工課窓口へ直接ご申請をお願いします。

なお、対象事業かどうか等、市商工課へ申請前にご相談いただくと、その後の手続きがスムーズです。まずは、ご相談ください。

### Q10 申請は抽選となるのか

A10 当該補助金は予算の範囲内で交付することから、予算額に達し次第終了となります。抽選ではなく先着順になります。

### Q11 交付申請に際して必要な書類は

A11 補助金周知チラシの2ページ目の「[手続きの流れ](#)」を示した中の【申請時必要書類】をご確認ください。

### Q12 事業はいつから実施して良いか

A12 申請書の内容を精査し、市から「交付決定通知書」を送付いたしますので、当該通知日以降に事業者との契約や購入を行ってください。なお、申請時に既に終了してしまっている事業(工事や備品購入等)については、この限りではありません。

### Q13 補助金の交付のタイミングは

A13 当該補助金は事業完了後(実績報告書提出後)のお振込みとなります。事前の支払いではありませんのでご注意ください。

### Q14 交付決定後に申請内容と事業内容が変更になった場合、報告は必要か

A14 報告が必要となります。実施する事業内容の変更あるいは購入する備品等を変更したことにより補助金額に変更が生じる場合などは、事前に補助事業変更承認申請書のご提出をいただき、変更の承認を受ける必要があります。

### Q15 実績報告書の提出期限はいつまでか

A15 事業が完了した日(事業費支払いの領収書類の一番最後の日)から速やかに提出してください。なお、事業については、令和4年3月31日までに完了してください。

☆お問合せ☆ 日光市 観光経済部 商工課 しごとづくり推進係

TEL : 0288-21-5136 FAX : 0288-21-5121

MAIL : [shoko@city.nikko.lg.jp](mailto:shoko@city.nikko.lg.jp)

